石岡市告示第742号

一般競争入札（事後審査型）（以下「入札」という。）を行うので，地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項の規定により，次のとおり公告する。

令和８年11月10日

石岡市長　戸井田　和　之

| １　入札に付する事項 | |
|---|---|
| 件名 | 令和８年度 防火水槽解体工事（15－41） |
| 工事場所 | 石岡市　瓦谷682番地６　地内 |
| 工事概要 | A　防火水槽解体<br>B　発生材処理 |
| 工期 | 契約締結日の翌日から70日間 |
| 予定価格 | 金1,980,000円（消費税及び地方消費税を含まない） |
| 最低制限価格 | 設定する。 |
| | 本工事の最低制限基本価格は「建築工事」として算出する。<br>最低制限基本価格<br>金1,790,000円（消費税及び地方消費税を含まない）<br>（上記基本価格にランダム係数を乗じて最低制限価格を算出）<br>（石岡市ホームページ内「石岡市建設工事の最低制限価格決定等に係る事務処理要領（令和３年石岡市告示第561号）」参照） |
| 発注担当課 | 消防本部　総務課 |

| ２　競争参加資格<br>この工事の競争参加資格は，開札後に行う審査の時点において次の要件を全て備えている者とする。 | |
|---|---|
| (1)　入札参加資格 | 入札参加資格は次のアからウの要件を満たす者とする。<br>ア　令和７・８年度石岡市建設工事入札参加有資格者名簿に登載されており，解体工事に係る競争入札参加資格の認定を受けていること。<br>イ　令和７・８年度の「石岡市入札参加資格審査申請（建設工事）」の際に提出した経営規模等結果通知書・総合評定値通知書において，解体工事の総合評定値が650点未満であること。<br>ウ　解体工事に係る特定又は一般建設業の許可を有するこ |

| | |
|---|---|
| | と。 |
| (2)　所在地要件 | 石岡市内に本店を置き継続して２年以上経過していること。<br>かつ,その本店が建設業法に基づく主たる営業所であること。 |
| (3)　経営事項審査 | 建設業法第27条の23に規定する「経営事項審査」について,公告日から落札者が決定する日までの間において,受審した経営事項審査が有効であること。かつ，当該工種が有効であること。 |
| (4)　手持ちの工事件数の制限 | 石岡市が発注する工事（随意契約を除く。以下この項において同じ。）について、手持ちの工事件数の上限はア及びイのとおりとする。<br>手持ちの工事件数は，入札落札時に加算するものとし，当該工事の検査合格時に減算するものとする。<br>９　落札候補者の事後審査（1）提出期限　の時点で手持ちの工事件数がア又はイの上限に達している場合は,この入札を落札することはできない。<br>この入札と開札日が同日で，かつ，開札順番が先の入札を落札したことにより,手持ちの工事件数がア又はイの上限に達した場合は，この入札を落札することはできない。<br><br>ア　手持ちの工事件数は最大で４件までとする。<br>イ　予定価格2,000万円未満（税込）で，かつこの入札の工種と同一の工種の手持ちの工事件数は，２件までとする。<br>この入札の工種：解体工事 |
| (5)　同時落札制限 | なし |
| (6)　技術者の配置 | 建設業法に基づき技術者等を適正に配置できること。 |
| (7)　共通事項 | 一般競争入札公告共通編（建設工事）による。（１参照） |

| ３　設計図書等の閲覧 | |
|---|---|
| (1)　閲覧期間 | 公告日から令和８年12月１日（火）午後５時まで |
| (2)　閲覧方法 | 入札情報サービス（ＰＰＩ）よりダウンロードすること。 |

| ４　質疑及び回答 | |
|---|---|
| (1)　質疑受付日時 | 公告日から令和８年11月16日（月）午後５時まで |
| (2)　質疑提出先及び方法 | 質疑をする際，入札情報サービス（ＰＰＩ）及び石岡市ホームページから様式をダウンロードし,下記の電子メール又は |

| | |
|---|---|
| | ファクシミリ番号へ送信すること。送信後，下記の電話番号へ送信の確認をすること。なお，持参による提出も認める。<br>消防本部　総務課<br>電子メール　　shoubou@city.ishioka.lg.jp<br>ファクシミリ番号　0299-22-5895<br>電話番号　　0299-23-0119 |
| (3)　回答日時及び方法 | 令和８年11月17日（火）までに，質疑者に回答するとともに，石岡市ホームページにおいて公表する。 |
| (4)　共通事項 | 一般競争入札公告共通編（建設工事）による。（３参照） |

| ５　入札参加申請<br>本入札に参加するものは，次の方法により参加申請をしなければならない。 | |
|---|---|
| (1)　申請方法 | 電子入札システムによる。<br>ただし，電子入札システムによる申請がし難い場合には，「紙入札参加届出書」を提出し，石岡市の承認を得た場合のみ参加を認める。 |
| (2)　申請期間 | 令和８年11月11日（水）午前９時から<br>令和８年11月18日（水）正午まで<br>開庁日のみ（土・日・祝日を除く）<br>（平日の開庁時間：午前８時30分～午後５時15分） |
| (3)　提出方法 | 入札参加申請前確認書のWordファイル（必要事項を入力したもの）を画像データ（TIFFファイル）に変換し，電子入札システムにより提出すること。<br>電子入札システムによる申請がし難い場合には，上記書類及び紙入札参加届出書について，日本郵便株式会社（郵便局）が扱っている郵便（一般書留又は簡易書留）による提出，電子メールによる提出，若しくはファクシミリによる提出のいずれかの方法により提出すること。<br>提出先<br>郵便番号315-8640<br>茨城県石岡市石岡一丁目１番地１<br>石岡市　総務部　契約検査課<br>電子メール　keiyakukensa@city.ishioka.lg.jp<br>ファクシミリ番号　0299-24-0324<br>電話番号　　0299-23-1111 |

| ６　入札方法等 |
|---|

| | |
|---|---|
| (1)　入札方法 | 電子入札システムによる。<br>ただし，電子入札システムによる入札がし難い場合は，書面による入札書の提出（以下「紙入札」という。）ができる。<br>提出方法は，日本郵便株式会社（郵便局）が扱っている郵便（一般書留又は簡易書留）による提出，若しくは持参による提出のいずれかの方法とする。<br>また，紙入札の場合，石岡市が指定する様式「入札書（紙入札用)」を使用し，「くじ番号」を記入のうえ，記名をすること。「くじ番号」の記入が無かった場合には「000」として扱うものとする。 |
| (2)　入札書等の受付期間 | 令和８年11月19日（木）正午から<br>令和８年11月30日（月）正午まで<br>開庁日のみ（土・日・祝日を除く）<br>（平日の開庁時間：午前８時30分～午後５時15分） |
| (3)　入札時の添付書類 | 電子入札システムにより電子ファイル（ＴＩＦＦ形式）で提出すること。<br>ア　積算内訳書(電子入札システムによる電子ファイルでの添付を原則とする。ただし，事前に承諾を得た場合には日本郵便株式会社（郵便局）が扱っている郵便（一般書留又は簡易書留）による提出，若しくは持参による提出のいずれかの方法により提出すること。提出は封筒に入れ封緘し，封筒には，工事件名，入札日，会社名の記載があること） |
| | 紙入札の場合（封筒に入れ封緘すること）<br>ア　入札書（紙入札用）<br>イ　積算内訳書 |
| (4)　紙入札の添付書類提出先 | ・郵便（一般書留又は簡易書留）による提出の場合<br>郵便番号315-8640<br>茨城県石岡市石岡一丁目１番地１<br>石岡市　総務部　契約検査課　あて<br>（ポストに投函はしないでください。郵便局の窓口にお出しください。）<br>・持参による提出の場合<br>石岡市役所　本庁舎　２階<br>石岡市　総務部　契約検査課<br>※封筒には，工事件名，入札日，会社名の記載があること。 |
| (5)　共通事項 | 一般競争入札公告共通編（建設工事）による。（５参照） |
| (6)　その他 | 提出する積算内訳書は入札情報サービス（PPI）から様式をダウンロードし，すべての項目に積算金額を記入し，住所， |

| | |
|---|---|
| | 商号又は名称及び氏名を記載して作成すること。押印は不要とする。<br>積算内訳書について，所定様式を使用しなかった場合や，所定様式の項目等を変更して使用した場合は，不備として取り扱う。<br>内容に不備のある積算内訳書を提出したものが提出した入札書は「無効」とする。 |

| 7　入札（開札） | |
|---|---|
| (1)　入札（開札）日時 | 令和８年12月２日（水）午前9時10分 |
| (2)　入札（開札）場所 | 石岡市役所　本庁舎　２階　201会議室<br>茨城県石岡市石岡一丁目１番地１ |
| (3)　入札（開札）の立会い | 開札の際の立会いを希望する場合は，当該入札案件の入札参加者とし，令和８年12月１日（火）午後３時までに「入札（開札）立会い希望申請書」を総務部契約検査課へファクシミリで送信すること。<br>ファクシミリ番号　0299-24-0324<br>なお，会場準備の都合により，立会は原則１社１名とする。<br>入札参加者が立会いできない場合は，地方自治法施行令第167条の８第１項の規定により，当該入札事務に関係のない職員が立会うこととする。 |
| (4)　入札結果の公表 | 落札決定後（事後審査後）に，入札情報サービス（ＰＰＩ）にて入札結果を掲載する。 |

| 8　落札候補者の決定 | |
|---|---|
| (1)　落札候補者 | 一般競争入札公告共通編（建設工事）による。(10参照) |

| 9　落札候補者の事後審査 | |
|---|---|
| (1)　提出期限 | 落札候補者通知があった日の翌日午後３時まで（※ただし，翌日が土曜日，日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合はその翌日とする。） |
| (2)　提出書類及び方法 | ア　一般競争入札参加申請書<br>イ　建設業の許可証明書の写し又は特定建設業(又は一般建設業）の許可について（通知）の写し<br>ウ　最新の経営事項審査結果通知書の写し<br>エ　配置予定者の現場代理人及び主任（監理）技術者の雇用 |

| | |
|---|---|
| | を確認する書類<br>オ　配置予定者の主任（監理）技術者の資格等を確認する書類<br>カ　営業所技術者等証明書の写し又は専任技術者証明書の写し，経営業務の管理責任者証明書の写し<br>上記の書類を，総務部契約検査課へ電子申請，電子メール又はファクシミリのいずれかの方法により送信すること。<br>電子メール　keiyakukensa@city.ishioka.lg.jp<br>ファクシミリ番号　0299-24-0324 |

| 10　落札者の決定 | |
|---|---|
| (1)　落札者の決定方法 | 一般競争入札公告共通編（建設工事）による。(12参照) |

| 11　入札保証金及び契約保証金 | |
|---|---|
| (1)　入札保証金 | 免除 |
| (2)　契約保証金 | 石岡市建設工事執行規則第５条第２項により免除 |

| 12　前金払 |
|---|
| 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社と前金払の保証契約を締結した場合は，請負代金の４割で計算した金額以内の前金払を請求できる。 |

| 13　その他 |
|---|
| (1)　入札に参加するために必要な資格等については，本入札公告に定めるもののほか，入札公告共通編によるものとする。<br>(2)　契約にあたっては，契約書の作成を要する。 |